

氷見市長
林 正之 様

要 望 書

令和4年4月7日

下十二町自治会長 三井 清三



令和4年度 下十二町地区 要望事項

1. 十三谷農業研修館の補修について
2. 八幡池の漏水個所の調査について
3. 市道の路肩補修等について(氷見市十二町 3647-1 前の市道)

(1) 十三谷農業研修館の補修について

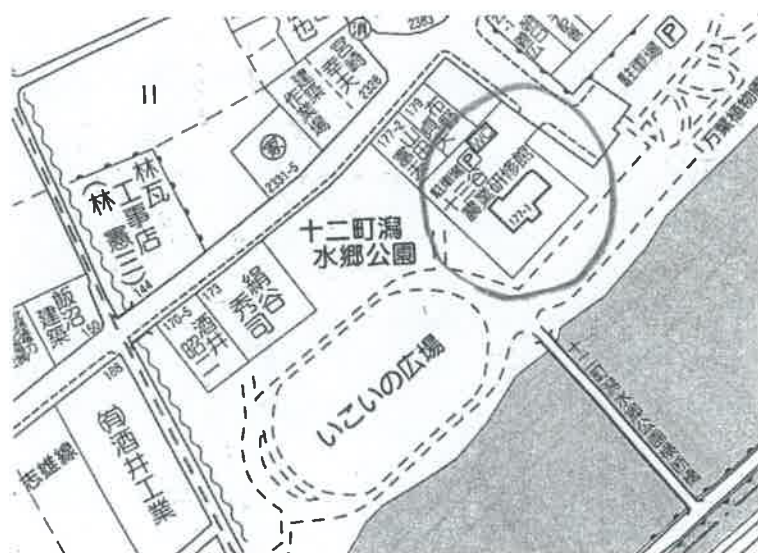
「十三谷農業研修館」は、万葉集ゆかりの十二町潟水郷公園の一角にあります。水郷公園という十二町を象徴する得難い立地を得て、地域の交流の場として、住民の活動拠点になっています。しかし、建物は築50年近くを経て、全体的に老朽化が進み、ことに外壁の傷みに著しいものがあります。

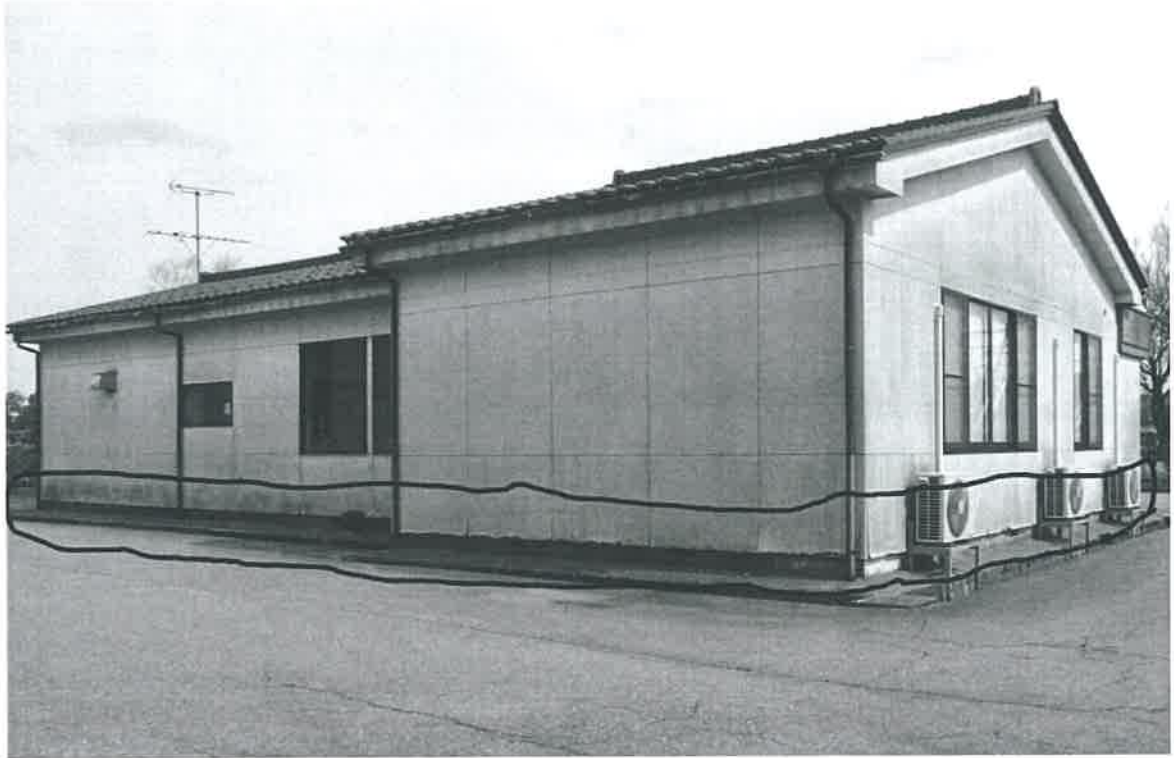
ただ、外壁の経年劣化に比べて、機能的にはまだ十分に現役の研修・集会場として使うことができます。したがってこれまで、外壁の補修をお願いしてきましたが、その見通しがたっていません。

建物外壁の損傷は、素人目でも張り替えが必要なほどの状態で、特に壁面の裾部、水切りあたりの劣化、剥離が進み、手で触るとぼろぼろと崩れてくるほどです。幸いなことに、雨水が建物内部に入り込んで躯体に影響を与えるところまでは至っていないように思います。

補修は、外壁のすべてを一度に補修するのが望ましいのですが、建物入口にあたる南側外壁と、東側に面した外壁の2面が相対的に傷みが少ないことから、一期、二期と、補修工事を分けて実施する方法も考えられます。

いずれにせよ、放置すると確実に劣化が進んで躯体にまで損傷が及ぶのは時間の問題です。どうか早い時期の補修のご検討、よろしくお願い致します。





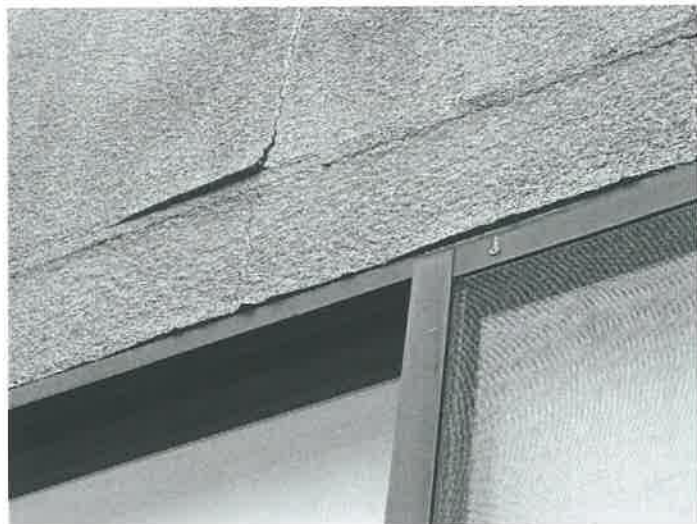
建物の裏側にあたる北側の外壁と、エアコン室外機がある西側の外壁の経年劣化が進んでいる。壁下部の基礎付近の壁は雨や雪の影響もあるのか、特に傷みが激しい。



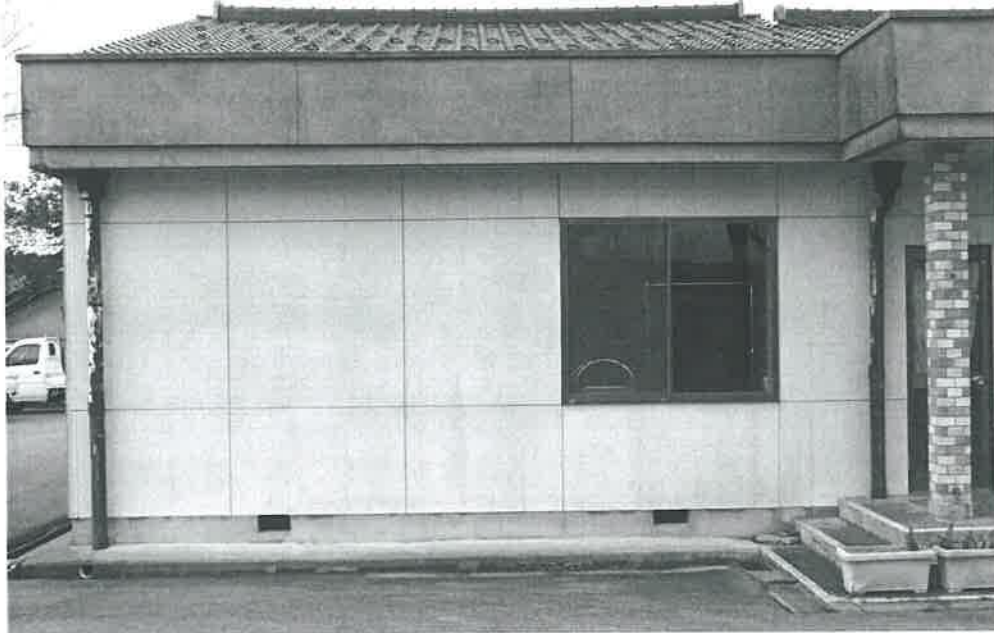
建物の西側に面した壁面。壁と基礎との境目あたりがめくれて崩れている。



雨どいのところの継ぎ目も壁がめくれ、浮き上がっている。



写真左は、窓のサッシ部。写真右は、壁のいたるところにめくれやヒビ割れが発生。



南側に面した建物正面の外壁。風雨の影響があまりないためか、損傷が少ない。



東側の外壁も西側や北側に比べて傷みが少ないように見える。

(2) 八幡池の漏水個所の調査について

下十二町地内にある八幡池の漏水状況については、令和3年3月に下記の通り「ふるさと整備課」に報告済みです。

- ・2016年10月ごろに八幡池のブロックの壁面付近が陥没し、水位が低下していることを確認する。
- ・氷見市へ報告し、陥没した穴は応急処置的に業者に埋めてもらった。
- ・漏水個所が現在も不明であるが、灌漑用水としては利用に支障がない。
- ・以上のことから、今後は継続的に点検を行う。

現在も八幡池の漏水状況の点検を行っていますが、相変わらず池の水が一定水位まで以上はたまらない状態が続いています。池からの漏水個所は山際のブロック壁を中心としたあたりだと推測されていますが、①正確な箇所までは特定に至っていません。また、ため池から漏れ出た水が②どこに抜けているのか、この両方が定かではありません。したがって③漏れが拡大しているのか否かについての判断が難しく、すべて推測に基づいて見守っています。

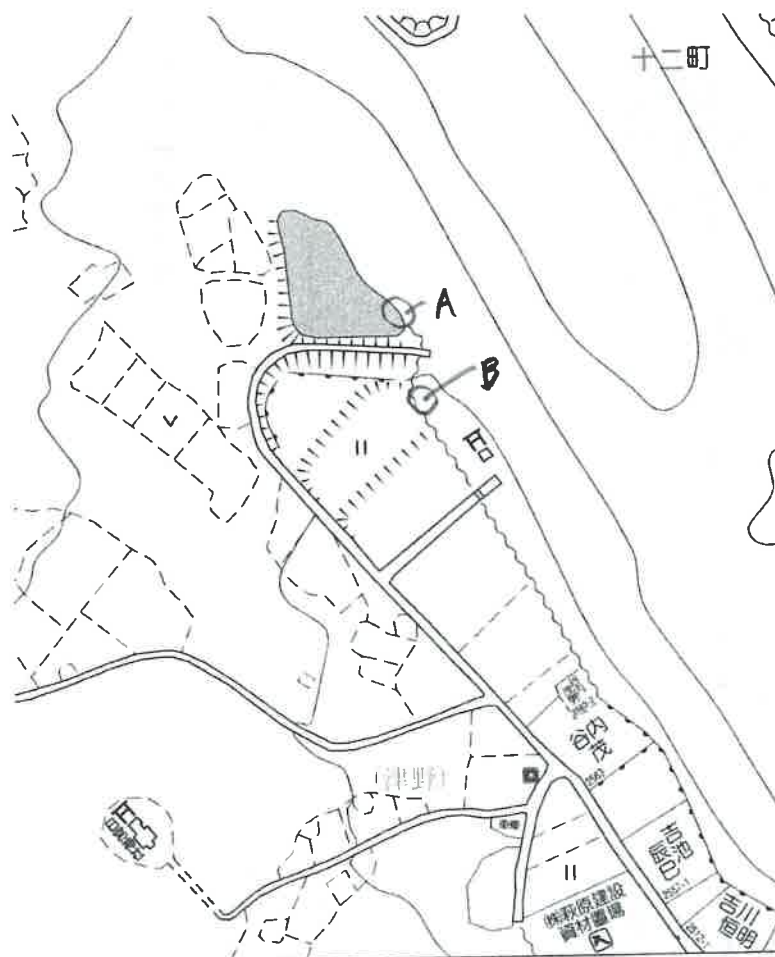
八幡池から漏れ出たと思われる水が、地山の地層を伝って山裾の岩の割れ目3箇所から出ているようです。ただ、これが④漏水か自然湧水なのか、あるいはその両方が混在しているのか、これまた見当が付きません。

また、厄介なのは、漏水として山肌から⑤出水している箇所が本当に3箇所だけなのか、もっと他にもあるのか、正確には把握ができていません。

①～⑤のうち、一つでも明らかになれば、それを手掛りとして、より見守りやすくなると思います。いまのところは、まさに暗中模索の状態で見守っています。

防災重点ため池の八幡池は、下十二町地区の津野、矢崎集落の高台に位置

し、家屋までの距離が100メートル余りと至近で、大雨や地震の発生時にどうなるのか不安が残ります。住民の安全・安心のためにいち早い対処をお願い致します。



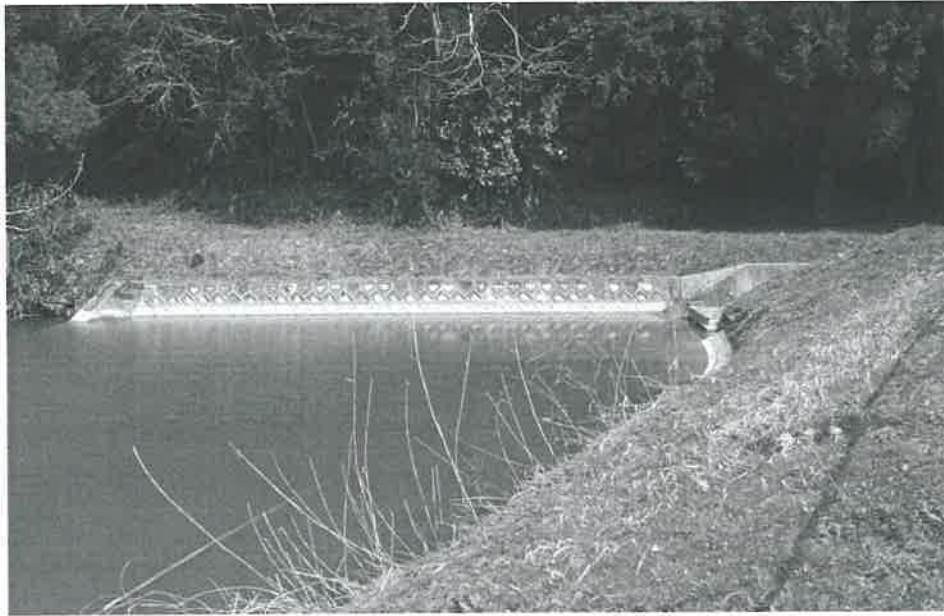
八幡池のAのところが漏水箇所と思われるブロック壁のある場所。
地山のBのところが出水していると思われる場所。



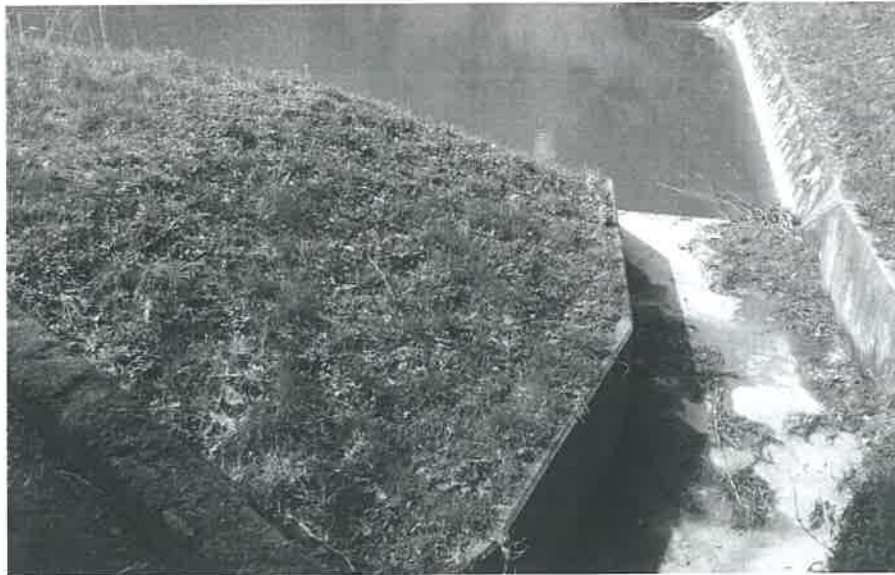
左手が八幡池の堤体盛土、右が地山の麓。山に沿って用水路が引かれている。



漏水箇所とされる八幡池のブロック壁(A)と、出水箇所(B)と思われる地山の場所。



八幡池の山側のブロック壁。ブロックにヒビや割れ目等がなく、目視では正常に見える。



八幡池の放水路。池の水位が常にこの高さで維持されており、放水路から水があふれ出る様子が見られない。



岩肌からこのような出水が複数確認できる。

(3) 市道の路肩の補修等について(十二町 3647-1 前の市道)

「十二町 3647-1 前の市道」は、道路と用水路との高低差が2メートル以上あるうえ、法面が急勾配なことから路肩を補強するコンクリートが浮き、ずれ落ちそうになっています。雨が降ると路肩や法面が雨水に削られ、用水路に土砂が堆積して農業用水路に支障が出ます。また、道路の利用者にも危険なことから①路肩の補修をお願い致します。

この市道は集落の生活道路として、住民が散歩や自転車、それにクルマなどで毎日使っています。道路を利用者する人に危険な理由は、用水路への転落事故の危惧です。2011～2020年までに県内で水路への転落死亡事故が197件発生し、そのうちの142件がこのような細い水路で起きています。そして被害者の大半が集落で過半数を占める高齢者です。この市道(十二町 3647-1 前)も、そのような危険な道路の一つだと思います。

道路利用者への安全対策としては、転落防止柵を水路側に設置、あるいは安全なお寺側に歩行者用の路側帯を設けるなどが考えられます。また、夜間に転落事故が多く発生していることから、街灯の設置も必要かもしれません。②このような対策も併せて検討をお願い致します。

ただ、歩行者や自転車に危険な市道は、市内に数多くあると思います。そこでハード面と平行してソフト面の対策③“生活道路でのマナー厳守”の徹底を図って頂きたいと思います。

国道や県道とは異なり、集落内の市道(生活道路)の場合は、地域内で安心して暮らしていくための道路で、使い方がポイントになります。クルマはゆっくり走行(時速30キロ以下)、歩行者優先の徹底など、生活道路でのマナーの厳守が大切です。たとえば、この市道(十二町 3647-1 前)でいえば、道路の水路側を歩いている最中に、うしろから迫って来たクルマがゆっくりと通り過ぎるか、猛スピードで走り去るかによって、歩行者の危険性や恐怖感が全く違ってきます。この違いは、ただ安全・安心なだけではなく、その土地の暮

らしやすさのバロメーター、生活の質そのものにもつながっています。

近年は特に散歩が日課の高齢者が増加しているうえ、宅配やネット通販の普及で集落内を走るクルマの数も増えています。そんな時代だからこそなおのこと、“生活道路”という概念の普及と定着が必要です。だれにとっても安全・安心、住みやすい地域社会の実現、住みやすい氷見市の推進のためにも、ぜひ、よろしくお願い致します。





道路の路肩や法面がずれ落ちそうになった状態。放置すると、いずれ用水路を塞いだり、押し流したりすることになる。



用水路から道路の路面までの高さが2メートル以上。しかも勾配が急なことから高齢者や子どもだけではなく、大人が転落しても危険である。



写真のしるしをつけた側に歩行者用の路側帯を設けるだけで。歩行者に安全な道路になり、コストもそれほどかからない。